

文書質問答弁書

回 答 日：平成23年 6月 3日
担 当 部 局：選挙管理委員会、都市整備部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく豊田議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問

Q1 投票率

- 1) 各選挙(知事・県議・市議)の投票率(全体・投票所・期日前投票所)及び、知事・県議の投票率(全体)が余り上がらず市議は下がったことについての総括を求める。

答弁

今回の各種選挙における全体の投票者・投票率については下表のとおりでした。

()は、期日前投票者、詳細は別紙 ~

選挙名		今 回	前 回	比較増減
知事	投票者	133,226人 (16,310人)	127,962人 (8,281人)	5,264人 (8,029人)
	投票率	54.43% (6.66%)	53.24% (3.45%)	1.19% (3.21%)
県議	投票者	133,083人 (16,157人)	127,949人 (8,253人)	5,134人 (7,904人)
	投票率	54.37% (6.60%)	53.24% (3.43%)	1.13% (3.17%)
市議	投票者	123,993人 (13,864人)	127,598人 (7,810人)	3,605人 (6,054人)
	投票率	50.90% (5.69%)	53.35% (3.27%)	2.45% (2.42%)

市議会議員選挙をはじめとする今回の統一地方選挙の投票率の向上に向けて、市選挙管理委員会では次の取り組みを実施しました。

従来からの近鉄四日市駅前における街頭啓発、公共施設及びショッピングセンター等でのポスターの掲示及びミニのぼりによる啓発、地区市民センターにのぼりを設置しての啓発、公用車での広報活動及びポディーパネルによる啓発等を実施するとともに、新たな取り組みとして市役所本庁舎及び近鉄四日市駅の階段に啓発パネルを設置、路線バスの車内液晶画面による啓発表示、市立図書館等の返却レシートによる啓発表示等を行いました。

また、若年層への啓発として、学校等の給食献立表への啓発表示を行い、保護者への選挙啓発を行いました。また、四日市大学生有志による「四日市選挙啓発学生会（ツナガリ）」を発足させ、若者による独自のポスターやチラシを作成し、独自に飲食店などの協力店に掲示依頼等を行ってきました。

以上のように様々な啓発に取り組んでまいりました。

上記の表のとおり知事選・県議選については投票者数及び投票率が前回に比べ、若干ではありますが伸びたことから、市議選においては立候補者が多く激戦が予想されたため、投票率が伸びるのではと予測しておりました。

投票日当日には職員が、大規模投票所を中心に巡回し投票状況を確認したところスムーズに投票が行なわれていました。また、臨時駐車場の確保も回り投票環境の向上に努めたところです。

結果としては、期日前投票において、前回に比べ投票者が6,054人増えたことから期日前投票の投票率は伸びましたが、当日投票者は、前回に比べ9,356人減少したため全体的な投票率の向上にはつながらなかったという結果となっております。

市全体の当日投票所における平均投票率である44.84%を上回っている投票所は、59箇所中36箇所でした。有権者が6,000人を超える大規模投票所では、11箇所中2箇所しか平均を上回っておりませんでした。

最終確定の投票率を各投票所別に前回と比較しますと、59箇所中18箇所の投票所で投票率が伸びました。また、大規模投票所においては11箇所中1箇所が伸びました。

なお、全国の市議会議員選挙における投票率の平均は50.82%であり、前回に比べ6.62ポイント減少しており、その要因の一つとして、3月11日に発生した東日本大震災の影響を受け、候補者が選挙運動を自粛したこと等により、投票率が低下したとの報道もありました。四日市市においては、全国平均をわずかながら上回っており、東日本大震災の影響が本市においても当てはまるか否かは判断できないところです。

投票率については様々な要因が考えられますが、これらの結果を真摯に受け止め、制度の周知をはじめ投票環境の利便性の向上について、さらなる工夫・取り組みが必要であると認識しております。

質問

- 2) 投票率向上についての今後の対策について、考えを問う。

答弁

投票率の向上に向けて、今後以下のような取組を行ってまいりたいと考えております。

各地域における活動として、四日市市明るい選挙推進協議会の協力のもと地域でのイベントの機会に地道ではありますが、啓発活動を今後も継続的に行なうとともに、協議会とともに工夫・検討してまいりたいと考えます。

若年層については、今回新たに発足した四日市選挙啓発学生会と連携し、選挙啓発について、さらなる検討をしてまいりたいと考えます。

他の自治体の取組について、特に投票率が高く推移している自治体へ視察を行い、本市の選挙啓発等に反映いたしたいと考えます。

投票所については、投票所の利便性を図るため、期日前投票所の増設、大規模投票所の解消の検討を行ない、さらに施設のバリアフリー及び駐車場対策等の改善も行ない、投票環境の向上を図りたいと考えます。

質問

Q2 公務員（正規・嘱託・臨時）・民生委員・投票立会人の選挙運動

1) 3者の選挙運動については、今回も様々な事例があった。そこで、3者の選挙運動について、何が可能で何が不可なのか、具体的に、明確な判断を示されたい。

答弁

公務員等の選挙運動については以下のとおり法律で規定されております。

(1) 公務員(正規・嘱託・臨時)

地方公務員法第36条で、一般職の地方公務員について、その職員の属する地方公共団体の区域内において選挙運動をすることを禁止しています。

また、公職選挙法第136条の2で、すべての公務員(正規・嘱託・臨時)は、その地位を利用して選挙運動をすることを禁止しています。

(2) 民生委員

一個人として選挙運動をすることはできます。しかし、民生委員は、公職選挙法第136条の2に規定する「地方公共団体の公務員」に含まれるため、その地位を利用して選挙運動をすることはできません。

また、民生委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職に属する公務員であるため、政治的行為の制限など地方公務員法の適用は受けません。

一方、民生委員法第16条でその職務上の地位を政党又は政治目的のために利用してはならないと規定されています。

(3) 投票立会人

公職選挙法上は、特に規制はありません。

具体的に明確な判断をというお尋ねですが、様々な事案がありますので、具体的にはどのような行為が違反になるのかは、いろいろな個々の事案により判断することとなりますので、ご理解

をお願いします。

質問

2) 1) の内容について、今回は当事者に対する事前説明が不十分もしくは欠如していた、と認識しているが、実際はどうであったか。また、今後についてはどうするのか、問う。

答弁

職員については、選挙前及び選挙期間中において、部長会議及び職員用電子掲示板で周知・徹底を行っております。民生委員については、所管課を通じ、機会を捉えて周知・徹底を行っております。

今後とも周知方法について関係する担当課と協議を行い、周知・徹底に努めてまいります。

質問

Q3 「屋外掲示ポスター」

所謂「2ショット・ポスター」の掲示については、選挙運動期間中でさえ、当該選挙の立候補者のポスターが掲示されたままになっていた事例を、複数目にした。

選挙運動期間前の管理責任権限者は三重県県土整備部景観まちづくり室であり、「三重県屋外広告物条例」に基づいて管理・指導しているが、今回四日市市内に掲示されていたポスターの中には、掲示期間が表示されていない事例や期間を過ぎても掲示されていた事例が多く見られたし、違反に対する罰則は無い。また、都市景観という側面から見て、選挙期間前の状況は多くのポスターが町中に掲示され、決して良好な景観であるとは言えない(と私は思う)光景であった、と感じた。四日市市の景観行政を所管する立場から、同ポスターの掲示に関して、関係法令および県条例の改正と三重県の管理・指導実態の改善を、四日市市から要請すべきである、と私は考えるが、どうか。

【担当：都市整備部】

選挙運動期間中の掲示については、前述の県担当室(根拠：前述条例)に加えて、四日市市選挙管理委員会(根拠：公職選挙法)に管理責任権限がある、と考える。そこで、今回の選挙運動期間中の屋外掲示ポスターの違法掲示について、市選管がどのような体制で臨んでいたのか、また、どのような実態把握・認識を持っていたのかを問う。その上で、改善すべき点は無いのか、有るならば、今後どのように対応するのか、考え方を示されたい。

答弁

政治活動ポスター、いわゆる2ショットポスターについては、平成21年7月の三重県屋外広告物条例改正により、許可申請の手続きが簡素化され、規則に定められた基準により政治団体が掲示・撤去を行うこととなっております。

具体的には、政治活動ポスターに掲示期間や管理者連絡先等を明示した上で、第一種低層住居専用地域等の禁止区域や信号柱等の禁止物件を除き、掲示物などポスターを設置しようとする施設の管理者に承諾を受け、表示できることとなります。なお、掲示期間が済んだものについては、ポス

ターを設置した政治団体が撤去することとなっております。

このような条例改正の内容等については、三重県から県内の選挙管理委員会に届け出のあるすべての政治団体に対して周知が行われておりますが、本市は景観行政団体として、良好な景観の形成を指導しているところであり、政治活動ポスターの適正な取り扱いについて、今一度周知の徹底を行うよう三重県に働きかけていきます。

市といたしましては今後も関係機関と協力しながら、良好な景観形成に向けいっそう努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。【都市整備部】

選挙運動期間中の屋外掲示違法ポスターについては、地区市民センターからの報告や、一般市民からの通報に基づき、所管警察署との連携の下で、指導等を行う体制をとっております。市選挙管理委員会が違法と判断した場合は、県選挙管理委員会あるいは市選挙管理委員会から、撤去について指導等を行います。

今後とも、立候補予定者説明会において周知を行うとともに、各関係機関との連携を行いながら、早期発見、早期対応に努めてまいります。

質問

Q4 演説会予定のホームページ掲載

選挙運動期間前に、立候補予定者が自己のホームページ（HP）上に、「個人演説会日程」を掲載することは合法か違法か。違法ならば、今回、どのような対策を講じていたのか。

答弁

個人演説会の周知については、法令上具体的に規定されておりませんが、選挙運動用ポスター及び選挙運動用通常葉書で行うほか、街頭演説等の機会を利用して、口頭で選挙人に周知することが一般的であると考えられています。

また、ホームページへの掲載については、公職選挙法上の「頒布」に該当すると解されており、選挙運動のために使用される場合については、公職選挙法第129条又は同法第142条の規定に違反すると解されております。なお、選挙管理委員会が違法性を判断した場合には、文書図画の頒布の取り締まり機関である警察に対して通報を行うこととしております

選挙管理委員会では、このような違反のないように、立候補予定者説明会において、公職選挙法の遵守をお願いしています。

質問

Q5 不在者投票1

市選管のHPには、「身体に重度の障害等がある方の郵便等による不在者投票」についての記載があるが、HPのみでは該当者にほとんど伝わらないと感じるし、実際に、制度を知らずに投票を諦めかけていた有権者に出会った。

該当者の投票率を示されたい。

併せて、丁寧な周知・広報の必要性を感じるが、今後の対応についての考え方を問う。

答弁

郵便投票での不在者投票制度については、市のホームページのほか、広報よっかいち選挙特集号と福祉部が配付する「障害者(児)福祉のてびき」、「高齢者施策のあらまし」の冊子の中で、周知を行っています。

郵便投票の不在者投票の結果については次のとおりです。

選挙名	郵便投票での不在者投票
知 事	81人(0.03%)
県 議	81人(0.03%)
市 議	85人(0.03%)

()内は各選挙における投票率(当日有権者数に対する比率)を記載したものです。障害の等級だけでなく障害の内容によって郵便投票に該当する方かどうか判断することになりますので、該当者の総数は把握しておりません。

今後とも、郵便投票制度の周知について関係部署と協議しながら、さらなる工夫・検討を行ってまいります。

質問

Q6 不在者投票2

同じく「入院・入所中の病院や老人ホームでの不在者投票」についても、有権者の利便性向上・投票率向上を企図しているとは思えない、市選管の不親切な周知・広報の実情に遭遇した。該当者の投票率を示されたい。

この点についても改善の必要性を感じたが、今後の対応について問う。

答弁

病院等での不在者投票制度については、市のホームページのほか、広報よっかいち選挙特集号で周知を行っています。また、各種選挙ごとに三重県選挙管理委員会と合同で、病院等関係施設の事務担当者へ不在者投票制度等の手続き・入院中の方等への周知について、説明会を開催して周知を図っています。

病院等での不在者投票の結果については次のとおりです。

選挙名	病院等での不在者投票
知 事	850人(0.35%)
県 議	850人(0.35%)
市 議	781人(0.32%)

()内は各選挙における投票率(当日有権者数に対する比率)を記載したものです。入院患者

数、施設入所者数等該当者の総数は把握しておりません。

病院等での不在者投票について、病院等関係施設を通じて入院患者等対象者に周知を行うことが最も効果的であると考えます。このため、今後とも三重県選挙管理委員会との合同説明会において、病院等関係施設の事務担当者の方に入院患者等へ周知していただくよう、協力を求めてまいります。

質問

Q7 投票所に掲示される候補者名簿、の掲載順位の籤引き

現在は選挙管理委員が行なっていると聞かすが、候補者ないしその代理人が行なうようにできないものか。

答弁

公職選挙法第175条第3項で、投票所記載所の氏名等の掲示の順序は市町村の選挙管理委員会がかくじで定める順序によると規定されています。ただし、候補者又はその代理人は、氏名等の掲載の順序を定めるくじに立ち会っていただくことができます。このことは立候補予定者説明会で周知しています。

質問

Q8 開票作業

今回の3選挙の開票時間実績と、成果・課題について問う。特に、市議選については、最終確定までに随分時間がかかったが、その理由についても問う。

答弁

今回の統一地方選挙から、迅速な開票を行うため次のような改善を行いました。

迅速な開被作業が行えるよう、開被台の高さをかさ上げしました。

効率的・効果的な作業に資するため、職員が迅速かつ的確に指示をだせるようトランシーバーを導入しました。また、派遣職員については、円滑な移動・配置及び作業状況の目視・確認ができるようビブス（色分け用ベスト）の着用を実施しました。

疑問票担当のプロジェクトチームを設置して、有効、無効の判断基準を事前に作成し、研修を行うことにより、迅速かつ的確な疑問票の処理に務めました。

これらの改善の結果、知事、県議選挙についてはおおむね予定どおり開票作業が終了しました。

（単位：時間）

選挙名	目標	結果
知事	24:00	24:00
県議	24:00	24:30
市議	24:30	25:50

しかしながら、市議の確定時間の大幅な遅れについて、主な理由は以下のとおりであったと考えております。

職員の開票作業については、当落線上の候補者の得票数が極めて僅差で接近していたため、特に慎重を期して再点検等を行ったため処理時間が遅れたものであります。

また、立会人については、立候補者数が多かったこともあり関心も高いことから慎重に確認していただいた結果、時間を要したものと考えております。

質問

Q9 問合せ対応

3選挙を通じて、数多くの問い合わせがあったかと推察するが、同時に市選管の答えが不明確であった事例についても見聞きした。これは以前の選挙から同じ指摘をしてきたが、改善策を講じるべきだと考えるがどうか。

答弁

選挙運動と政治活動、選挙運動期間前と選挙運動期間中と様々なケースで問い合わせ等をいただいております。

選挙管理委員会では、公正かつ適正に選挙が執行できるよう、公職選挙法の規定、過去の実例・判例等を参考に、また、不明なものや困難な事例については、三重県選挙管理委員会へ照会を行うほか、必要に応じて三重県選挙管理委員会から国に照会するなど慎重に回答させていただいております。

今後とも、三重県選挙管理委員会等と連携を図りながら、また県内14市で構成する三重県市選挙管理事務研究協議会等に積極的に参加して情報収集するなど、担当職員の資質の向上に努め、迅速かつ的確に対応できるよう努めてまいります。

質問

Q10 附帯決議対応

平成23年3月定例会の予算常任委員会において、選挙事務に関する附帯決議がなされた。これに対する今後の執行部の対応を問う。特に、投票所（期日前投票所を含む）の増設に関する今後の検討予定を問う。

答弁

附帯決議は、「投票率の向上を目指しさらなる取り組みを行うとともに、大規模投票区の解消、期日前投票の増設、開票時間の短縮など、有権者の利便性向上を図るため、特段の努力を払うこと」であります。

今後の対応については、以下のとおり取り組んでまいりたいと考えております。

(1) 投票率の向上について

2ページの 質問2) 投票率向上についての今後の対策について、でお答えしたとおりです。

(2) 大規模投票区の解消について

大規模投票区の地区市民センター及び当該地区自治会と分割に向けて協議を行う予定であります。なお、投票所については、以下の条件を満たすことを前提に検討してまいりたいと考えております。

地元有権者の理解を得られること

衆議院の解散など緊急の事態においても使用できること

投票会場、駐車場のスペースがあること

バリアフリーに対応していること

施設が地元有権者に十分認識されていること

(3) 期日前投票の増設について

現在4箇所二期日前投票所を設置しておりますが、投票の利便性の向上のため期日前投票所の増設については、既存公共施設や民間施設も含めて再度調査を行うとともに、適正な所在地の検討も含め、以下の条件を満たすことを前提に検討してまいりたいと考えております。

継続的に施設を使用できること

衆議院の解散など緊急な事態にも対応できること

公営施設使用の個人演説会会場として指定されていないこと

法的に政治的公正性・公平性の担保できる公共施設であること

(4) 開票時間の短縮について

今回、新たに取り組んだ疑問票担当のプロジェクトチーム設置のほか、改善事項も有効ではあったと考えております。今後ともこのような取組を継続して行うとともに、他の自治体の取組などを参考にしながら開票の迅速化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、開票立会人については、迅速な確認をいただけるよう、開票立会人打合せ会において疑問票の考え方を示すなど事前に十分な説明を行い、開票時間短縮が図られるよう努めてまいります。